

高松市・香川町合併協議会

第10回会議資料

日 時：平成16年10月1日（金）

午後2時

場 所：香川町農村環境改善センター

2階 大ホール

目 次

(協 議 事 項)

協議第 1 5 号	条例・規則等の取扱い(協定項目第 1 4 号)について (第 9 回会議提案:継続協議) -----	1
協議第 1 6 号	生活保護事業(協定項目第 2 4 - 8 号)について (第 9 回会議提案:継続協議) -----	4
協議第 1 7 号	地方税の取扱い(協定項目第 9 号)について -----	7
協議第 1 8 号	電算システム事業(協定項目第 2 4 - 2 号) について -----	1 4
協議第 1 9 号	病院事業(協定項目第 2 4 - 1 2 号)について -----	1 7

(そ の 他)

	高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について -----	2 0
	高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について -----	2 0

協議第15号（第9回会議提案：継続協議）

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月25日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第14号	条例・規則等の取扱い
<p>条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。</p> <p>ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、条例・規則等の取扱いについて協議された市 7市

潮来市

潮来町の条例・規則を適用する。ただし、

- (1) 牛堀町にのみ定めのある条例・規則のうち潮来町に引き継ぐものについては現行の例による。
- (2) 各種事務事業等の調整方針と関係する条例・規則については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

福山市

福山市の条例及び規則を適用するものとする。ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

新居浜市

新居浜市の条例、規則等を適用する。ただし、

- (1) 別子山村にのみ定めのある条例、規則等のうち新居浜市に引き継ぐものについては現行の例による。
- (2) 各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

野田市

両市町にほぼ同様の条例があるので、野田市の制度を適用します。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、条例、規則等の取扱いについて確認された市 11市

秋田市

秋田市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

浜松市

条例、規則等については、合併協議会の協議結果に基づき、浜松市の条例、規則等に所要の改正を加え、又は新たに制定するものとする。

堺市

原則として堺市の条例・規則を適用する。ただし、各種協定項目の協議結果を踏まえ、条例・規則の整備を行う。

高知市

条例・規則等は、高知市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業等の調整内容を踏まえて、条例・規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

鹿児島市

鹿児島市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等が必要なものについては、合併時までに所要の措置を行うものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 16 号（第 9 回会議提案：継続協議）

生活保護事業（協定項目第 24 - 8 号）について

生活保護事業（協定項目第 24 - 8 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 8 月 25 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 8 号	生活保護事業
生活保護事業については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

生活保護事業(協定項目第24-8号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、生活保護事業について協議された市 6市

大船渡市

合併年度は現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用する。ただし茎崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

生活保護事業（協定項目第24-8号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、生活保護事業について確認された市 4市

秋田市

生活保護関連事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町および雄和町に係る生活保護業務については、合併時に県から引き継ぎ秋田市が実施する。

長野市

生活保護関連事業については、長野市の制度に統一する。

長崎市

長崎市の制度を適用する。

鹿児島市

生活保護事業等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 17 号

地方税の取扱い（協定項目第 9 号）について

地方税の取扱い（協定項目第 9 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 1 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

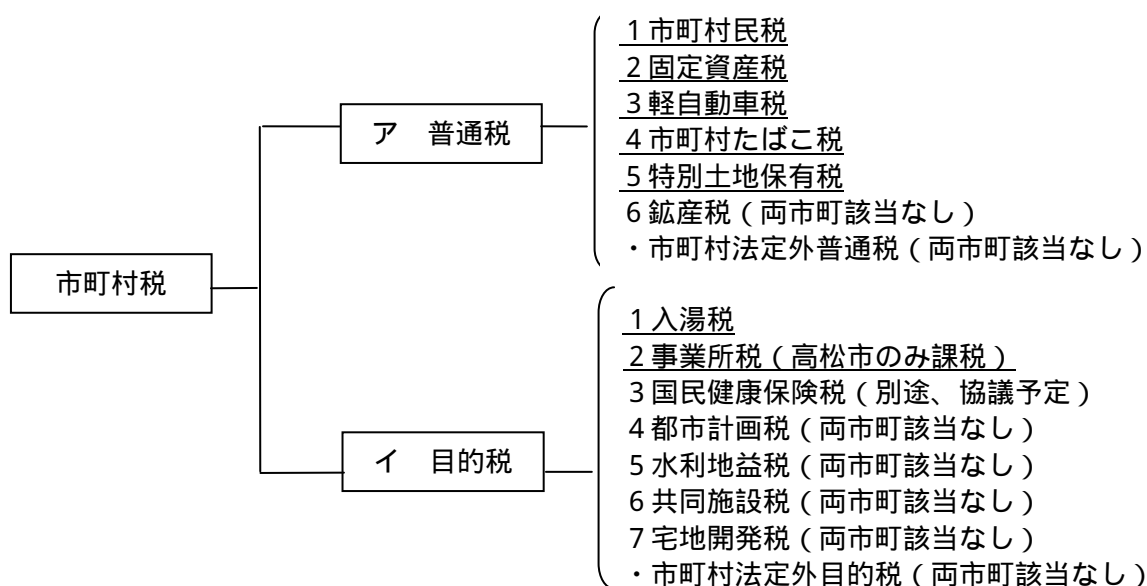
協定項目	第 9 号	地方税の取扱いについて
<p>地方税の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、</p> <ol style="list-style-type: none">1 香川町に係る法人市・町民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。 法人市・町民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。 入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。 事業所税については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、課税を免除する。2 香川町に係る個人市・町民税の均等割の非課税基準並びに個人市・町民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。3 香川町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から 3 年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

地方税の概要について

現行の地方税法上、市町村が課税することができるのは、いわゆる法定普通税として6種類、法定目的税として7種類のほか、法定外普通税及び法定外目的税がある。

普通税とは、その使いみちが特に定められておらず、地方公共団体等の一般経費に充てられる税金で、目的税とは、その使いみちが特に定められている税金で、例えば、入湯税は、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的として課税される。



ア 普通税

1 市町村民税

(1) 個人市町村民税

個人市町村民税は、1月1日において市町村内に住所を有する個人に対して課税し、均等割と所得割に区分される。

なお、個人市町村民税と個人県民税は、納税義務者、税額計算の基礎となる所得金額などが共通であるため、納税義務者の便宜を図る観点から市町村がこれらを併せて課税している。

均等割

均等割は、所得金額の多少にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、年額3,000円となっている。

なお、個人県民税の税率は年額1,000円である。

所得割

所得割は、所得金額を基礎として算定する。

標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が10%となっている。

(2) 法人市町村民税

法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。

均等割

均等割は、所得の有無にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、資本等の金額と従業者数に応じて11段階に分かれており、(5万円から300万円)、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。

法人税割

法人税割は、法人税額(国税)を基礎として算定する。

標準税率は12.3%、制限税率は14.7%となっている。

[参考]

標準税率.....地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率として法定されている税率

制限税率.....地方団体が課税する場合に、超えてはならないものとして法定されている税率

一定税率.....地方団体が課税する場合に、これ以外の税率によることができないとして法定されている税率

2 固定資産税

固定資産税は、1月1日において市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。

税額は、固定資産評価基準に基づき評価した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は1.4%となっている。

3 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課税する。

標準税率は、車種、総排気量などに応じ、1台当たり1,000円から7,200円まで

の年額で定められており、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。

4 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。

税率は、一定となっており、1,000本につき2,977円(旧3級品については、1,000本につき1,412円)となっている。

5 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的な取得や保有を抑制し、土地の有効利用を図ることを目的とした税で、保有分(土地の所有者に課するもの)と取得分(土地の取得者に課するもの)の2種類がある。

ただし、平成15年度より新規課税は凍結されている。

イ 目的税

1 入湯税

入湯税は、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的として、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税する。

標準税率は、入湯客1人1日につき、150円となっている。

課税免除の対象施設 [自治省通知(昭和53年4月)]

- ・市町村が、地域住民の福祉向上を目的として設置した施設
- ・日帰りで、利用料金が概ね1,000円程度の鉱泉浴場施設

2 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てることを目的として、従業者数が100人を超える事業所又は床面積が1,000㎡を超える事業所に対して課税される。

なお、一定税率(資産割は床面積1㎡につき600円、従業者割は従業者給与総額の100分の0.25)であるが、人口30万人以上の市等において課税されるもの。

(参考)

市町村の合併の特例に関する法律

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

第2項及び第3項 省略

(資料2)

地方税の取扱い(協定項目第9号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、不均一課税を行った市 8市

不均一課税を行った8市の当該措置期間 合併年度のみ 2市/合併年度+3年度 4市/合併年度+5年度 1市/その他 1市

新潟市

地方税は、新潟市の制度に統一する。

ただし、住民税の個人均等割、都市計画税及び事業所税については、合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税を実施する。
入湯税に関しては、福祉向上を図るために設置された「黒埼荘」での入湯については課税免除とする。

廿日市市

地方税は、廿日市市の制度に統一するものとする。

福山市

地方税は、福山市の制度に統一するものとする。

ただし、個人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。なお、均等割の税率は、福山市は2,500円/年に、新市町は2,000円/年とする。

法人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。なお、法人税割の税率は、福山市は14.7%に、新市町は14.5%とする。ただし、福山市に支店、営業所等がある法人を除く。

都市計画税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では合併年度とそれに続く5か年度は、課税を免除する。

事業所税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では合併年度とそれに続く5か年度は、課税を免除する。

納税組合奨励金については、合併年度に限り、現行のとおりとする。

新居浜市

地方税は、新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び法人市民税の税割の税率については、合併特例法第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度に限り、不均一課税とする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

地方税の取扱い（協定項目第9号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、地方税の取扱いについて確認された市の事例

松山市

- 1．法人市町民税（均等割）については、中島町の税率を松山市及び北条市の税率に統一する。
- 2．事業所税については、地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の30の規定により、北条市域及び中島町域において、新たに課税されることとなるが、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、課税しない。
- 3．北条市の市税前納報奨金制度及び納税奨励金制度については、北条市において、合併期日の前日までに廃止し、松山市は、この件にかかる債務を引き継がない。
- 4．その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

高知市

- 1 個人住民税は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率に統一するものとする。
- 2 法人住民税は、高知市の税率に統一するものとする。ただし、鏡村及び土佐山村内の非分割法人について、平成16年度及び平成17年度に限り現行の税率とする。
- 3 固定資産税は、鏡村及び土佐山村の税率について、平成16年度及び平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度課税分から高知市の税率に統一するものとする。
- 4 軽自動車税は、鏡村及び土佐山村の税率について、平成16年度及び平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度課税分から高知市の制度に統一するものとする。ただし、小型特殊自動車のうち農耕作業用のものは、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率に統一するものとする。
- 5 事業所税は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率を適用するものとする。
- 6 前納報奨金は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の制度に統一するものとする。
- 7 各税目の納期は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の制度に統一するものとする。

鹿児島市

地方税については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び事業所税については、合併特例法第10条第1項の規定により、平成16年度から平成18年度までの間に限り不均一課税とする。

なお、新たに課税される5町の区域の事業所税については、税率を段階的に引き上げるものとする。

協議第 18 号

電算システム事業（協定項目第 24 - 2 号）について

電算システム事業（協定項目第 24 - 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 1 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 2 号	電算システム事業
<p>電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。</p> <p>統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。</p> <p>ただし、高松市にないシステムについては、香川町のシステムに必要な改修を加え使用する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

電算システム事業(協定項目第24-2号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、電算システム事業について協議された市 5市

潮来市

住民サービスの低下を招かないようシステムの統一を図り、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

大船渡市

原則として大船渡市の制度に早期に統一を図るよう調整する。

呉市

下蒲刈町の電算システムは、合併時に呉市の電算システムに統合し、住民サービスの低下を招かないよう速やかに調整していくものとする。

新居浜市

電算システム事業については、新居浜市の電算システムに、早期に統一を図るよう調整するものとする。

野田市

住民基本台帳ネットワークシステム

ネットワークシステムは、全国共通システムのため、合併時に野田市の電算システムに関宿町のデータをコンバージョン(転換)し、運用します。

農地基本台帳整備事業

合併後、新規に農地情報システムを構築します。(関宿町では既に電算を導入しているが、旧式のため機能内容が少ないことから新規に電算化する。)

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

電算システム事業（協定項目第24 - 2号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、電算システム事業について確認された市の事例

秋田市

電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合を図る。

統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないため、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

岡崎市

1 電算システム統合の基本方針について

電算システム統合の基本方針については、合併時までに岡崎市の既存システムに統合する。

ただし、個別電算処理システムについては、関連する事務事業の調整方針に基づき調整するものとする。

2 ネットワークについて

電算システムのネットワークについては、岡崎市のネットワークシステムを基本に統合し、合併時までに調整する。

倉敷市

電算システムの取扱いについては、原則として合併時に倉敷市のシステムに統合し、統合の内容については、各事務事業の調整方針に従うものとする。

松山市

1．住民情報系システム及び内部情報系システムについては、市民サービスや事務効率の低下を招かないよう合併までに松山市の電算システムに統合する。

2．個別業務システムについては、原則、合併後、段階的に統合する。

3．住民情報系ネットワーク及び内部情報系ネットワーク等の情報基盤整備については、松山市の方式に統一する。

ただし、合併までに必要となる電気・通信工事、機器設置等にかかる経費については、3市町がそれぞれ負担する。

鹿児島市

電算システムについては、合併時に鹿児島市のシステムに統合するものとする。ただし、各町で現行どおりの運用が必要なシステムについては、合併が行われた日の属する年度の翌年度までに統合するものとする。

協議第 19 号

病院事業（協定項目第 24 - 12 号）について

病院事業（協定項目第 24 - 12 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 1 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 12 号	病院事業
香川病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぐものとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

病院事業(協定項目第24-12号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、病院事業について協議された市 3市

大船渡市

国民健康保険(直営)診療所は、現行のとおりとする。

呉市

公立下蒲刈病院については、呉市が引き継ぐものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

病院事業の取扱い（協定項目第24-12号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、病院事業について確認された市の事例

岡崎市

1 診療所

額田町の北部診療所及び国保宮崎診療所は、存続するものとし、その運営体制等については、合併時まで調整する。

奈良市

月ヶ瀬村及び都祁村の国民健康保険直営診療所は、地域の医療施設として奈良市に引き継ぐ。

松山市

松山市は、中島町立中央病院事業及び中島町営診療所事業を引き継ぎ、新市において合併後3年を目途に民営化に向けて取り組む。

高知市

土佐山村の診療所は、当分の間現行のとおり引き継ぎ、合併後に運営及び業務の見直しをする。

長崎市

病院・診療所は、現行どおりとする。

ただし、国民健康保険野母崎町立病院については、地方公営企業法の全部適用の方向で検討する。

5 その他

(1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
別紙 1 のとおり

(2) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

ア 第 1 1 回会議

(ア) 日時 平成 1 6 年 1 0 月 2 0 日 (水) 午後 1 時 3 0 分

(イ) 場所 高松市役所 1 3 階 大会議室

(別紙1)

合併協定項目の協議状況

平成16年10月1日現在

	高松市・塩江町	高松市・香川町	高松市・国分寺町	高松市・牟礼町	高松市・香南町	高松市・庵治町
合併協議会設置年月日	平成15年6月1日	平成15年9月1日	平成15年12月24日	平成16年2月1日	平成16年2月2日	平成16年6月1日
1. 合併の方式						
2. 合併の期日						
2. 合併の期日(再提案)	H17.9.26					
3. (新)市の名称						
4. (新)市の事務所の位置						
5. 財産の取扱い						
6. 地域審議会の取扱い						
7. 議会の議員の定数及び任期の取扱い						
8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
9. 地方税の取扱い						
10. 一般職の職員の身分の取扱い						
11. 町名・字名の取扱い						
12. 慣行の取扱い						
13. 事務組織及び機構の取扱い						
14. 条例・規則等の取扱い						
15. 特別職の職員の身分の取扱い						
16. 一部事務組合等の取扱い						
17. 附属機関等の取扱い						
18. 公共的団体等の取扱い						
19. 消防団の取扱い						
20. 使用料・手数料等の取扱い						
21. 各種団体への補助金・交付金等の取扱い						
22. 国民健康保険事業の取扱い						
23. 介護保険事業の取扱い						
24. 各種事務事業の取扱い						
1. 都市提携						
2. 電算システム事業						
3. 広聴広報事業						
4. 人権啓発事業						
5. コミュニティ施策						
6. 障害者福祉事業						
7. 高齢者福祉事業						
8. 生活保護事業						
9. 児童福祉事業						
10. その他の福祉事業						
11. 保健衛生事業						
12. 病院事業						
13. 環境対策事業						
14. 商工・観光関係事業						
15. 農林水産関係事業						
16. 建設関係事業						
17. 交通関係事業						
18. 上水道事業						
19. 下水道事業						
20. 消防防災関係事業						
21. 学校教育事業						
22. 社会教育事業						
23. 文化振興事業						
24. その他の事業						
(女性政策)						
(美術館事業)						
(過疎地域の指定及び計画)						
(情報公開制度)						
(外部監査制度)						
(ケーブルテレビ事業)						
(水問題対策)						
(塩江町老人福祉センター)						
(各種スポーツイベント事業)						
(農業経営者協会)						
25. 建設計画		構成の報告	構成の報告	構成の報告	構成の報告	構成の報告

は提案済 ・ は確認済 ・ \は合併協定項目として選定していない